

## I. 反対尋問

- 5 1. 検察レジュメ 2 頁 32 行目において、「その結果人が死んでいる」とあるが、X・Yいずれかの劇薬が A の死と結びついていない可能性も考えられないか。
2. 検察レジュメ 2 頁 34 行目において、「重疊的因果関係の場合」とあるが、具体的にどのような場合か。また、比較をするのは妥当と言えるか。

## 10 II. 学説の検討

### A 説 条件関係修正説について

本説をとると、競合しているが共犯関係のないものにまで条件関係を認めてしまうことになる。しかし、この場合なぜ両者を共に取り去っていいのかということは「結果が不当だから」という理由以外の何者でもない。ゆえにこの修正はやはり便宜的にすぎると思われる<sup>1</sup>。

- 15 よって、弁護側はこの説を採用しない。

### B 説 結果回避可能性説について

条件関係とは、まず「あれなければこれなし」という行為と結果との間の事実的な結合関係を明らかにするものであるのに、初めの段階で結果回避可能性の有無について、規範に限定を加えるべきではない。

- 20 よって、弁護側もこの説を採用しない。

### C 説 合法則的条件説について

択一的競合の事例において、どちらの行為によって結果が発生したかが明確ではないため、経験則・自然法則に従った説明が困難であり妥当ではない。

- 25 よって、弁護側もこの説を採用しない。

### D 説 必要条件説について

行為なければ結果なしという条件関係の公式を修正せず、条件関係を判断する。択一的競合のケースでは、一方の劇薬のみが作用して死亡に至らしめた可能性が否定できないため、「疑わしきは被告人の利益に」の原則により、条件関係を否定する<sup>2</sup>。

- 30 よって弁護側はこの説を採用する。

---

<sup>1</sup> 西田典之『刑法総論[第二版]』(弘文堂,2010年)96頁。

<sup>2</sup> 井田良『講義刑法学・総論[第2版]』(有斐閣,2018年)131頁。

### Ⅲ. 本問の検討

#### 1. Xの罪責について

2. XがAに対して、過失により致死量の劇薬を支給し死亡させた行為につき、業務上過失致死罪(211条1項前段)が成立するか。本罪の「業務」とは、社会生活上の地位に基づき反復継続して行い事務であって、他人の生命身体等に危害を加えるおそれのあるものをいうところ、Xの行為はこれにあたる。

3. では、「必要な注意を怠」ったこと、すなわち過失の意義をどのように解すべきか。

過失犯の構造について争いはあるも、法律上要求される注意義務を果たしたとしても、なお結果が発生した場合には、社会的相当性を有する行為として違法性を阻却すべきである。また、構成要件は違法類型であるから、そのような場合には、構成要件該当性も否定される。したがって、過失(「必要な注意を怠」ったこと)は、注意義務違反を指すと考える。

本件において、Xは薬を間違えて渡すことで、患者の生命身体に危害を加えることは当然認識し得たものであり、正しい薬か確認をする注意義務があると言える。そして、本人が確認しなかったことにより、致死量の劇薬を渡しているため、かかる義務に違反していると言える。

よって、「必要な注意を怠」ったと言える。

3. その結果Aは死亡している、

4. もっとも、XとYどちらの薬によってAが死亡したが明らかではなく、Xの行為とAの死に因果関係を認めることはできないのではないか。

前述の通り、弁護側はD説を採用する。よって、「あれなければこれなし」の条件関係に基づいて因果関係の認定を行う。本件では、Xが劇薬を渡していなくても、AはYから支給された劇薬によって死亡しており、Xの行為がなければAは死亡していなかったとは言えない。よって、条件関係は認められず、因果関係は認定できない。

5. 以上により、Xの本件行為につき業務上過失致死罪は成立しない。

#### 第2. Yの罪責について

Xと同様

### Ⅳ. 結論

Xの行為について、Aに対する業務上過失致死罪(211条1項前段)は成立せず、また、Yの行為についても、Aに対する業務上過失致死罪(211条1項前段)は成立しない。よって、XYは何らの罪責を負わない。

以上